

京都市景観白書データ集

～令和5年度～



《 目 次 》

はじめに.....	1
京都市の景観政策（R2 P10）	1
景観政策の検証（R2 P1）	2
第 1 章 検証① 景観政策の実施状況	3
1. 「建築物の高さの規制」（R2 P28）	3
2. 「自然・歴史的景観の保全」（R2 P35）	4
3. 「市街地景観の整備」（R2 P42）	6
4. 「眺望景観や借景の保全・創出」（R2 P46）	9
5. 「屋外広告物の規制」（R2 P70）	10
6. 「歴史的な町並みの保全・再生」（R2 P75）	14
7. 公共施設に関する様々な取組（R2 P84）	18
8. 景観政策の推進に向けた様々な取組（R2 P88）	19
第 2 章 検証③ 景観政策による市民意識への影響.....	21
1. 景観に対する市民の意識（R2 P113）	21
2. 良好な景観づくりに向けた市民の取組（R2 P115）	25
3. 市民団体など多様な主体の取組（R2 P118）	26

「京都市景観白書データ集 ～令和5年度～」について

京都市では、平成19年9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成23年3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、以後、5年毎に発行しています。また、白書に掲載されているデータ・写真・取組などを更新した「京都市景観白書データ集」を毎年度発行しています。

本データ集は、「令和2年度京都市景観白書」に掲載されているデータや写真、取組などを令和5年12月時点に更新したものです。

本データ集で使用している図表番号は、「令和2年度京都市景観白書」の図表番号に対応しており、各節に付けている（R2 P1）等の表記は、「令和2年度京都市景観白書」で対応するページを示しています。

過去の「京都市景観白書」及び「データ集」は、京都市のホームページ「京都市情報館」で御覧いただけます。

（ホームページ）[京都市情報館](#)→[まちづくり](#)→[景観](#)→

[市民・事業者との協働による景観まちづくりの取組](#)

はじめに

京都市の景観政策 (R2 P10)

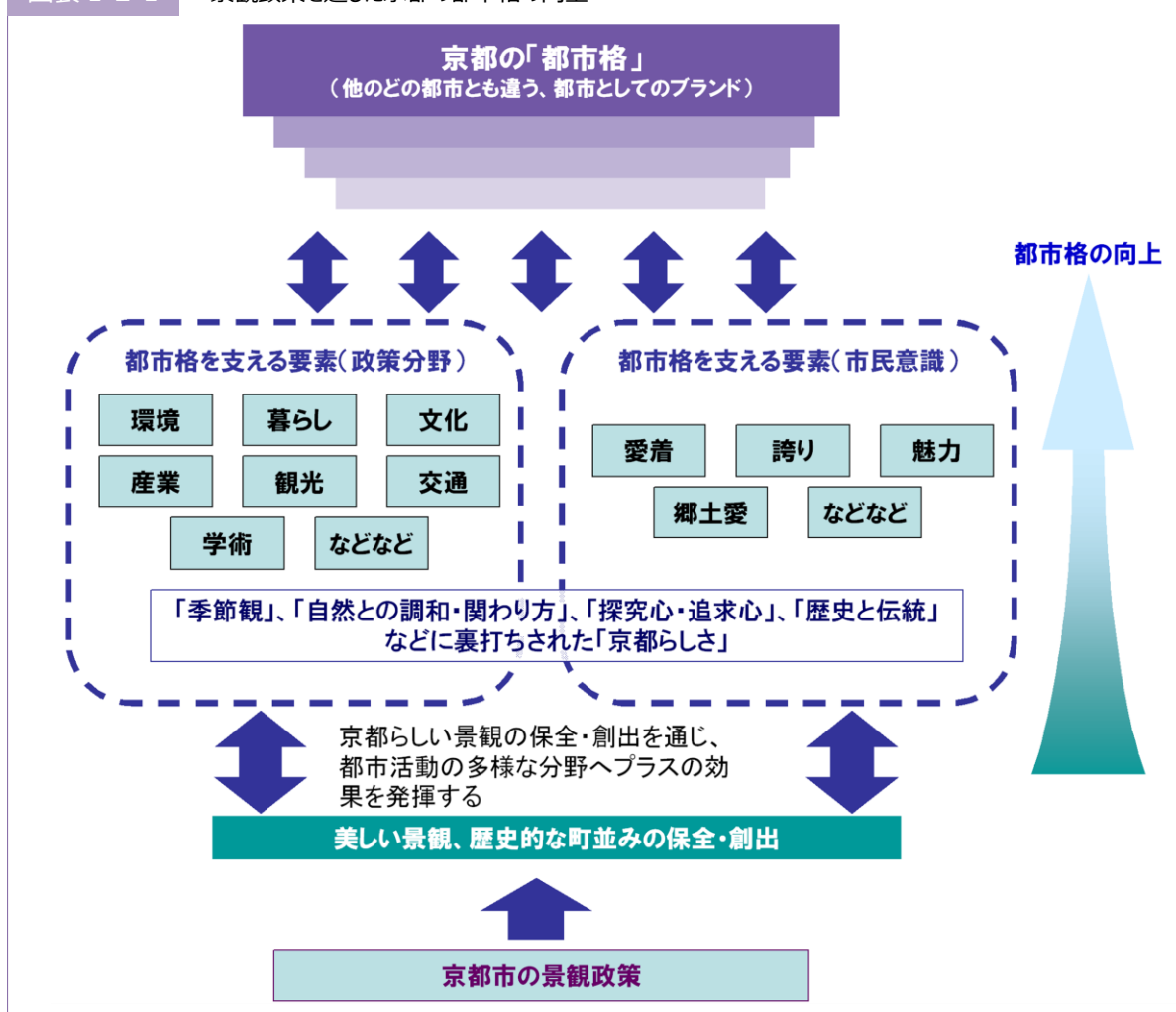
京都市では、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、平成19年から「新景観政策」を展開しています。

新景観政策 5つの柱と支援策

- ① 建築物の高さ規制の見直し
- ② 建築物のデザイン基準等の見直し
- ③ 眺望景観や借景の保全・創出の取組
- ④ 屋外広告物対策の強化
- ⑤ 京町家等の歴史的建造物の保全・再生の取組

優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれを「活かして」いくことを通じて、環境、暮らし、文化、産業、観光、交通など様々な分野における政策との連携を図り、また市民の皆様の京都に対する愛着や誇りを高めることによって、都市格とまちの魅力を高め、京都で住み続けたいと実感できるまちづくりを進めています。

図表 1-2-1 景観政策を通じた京都の都市格の向上



景観政策の検証 (R2 P1)

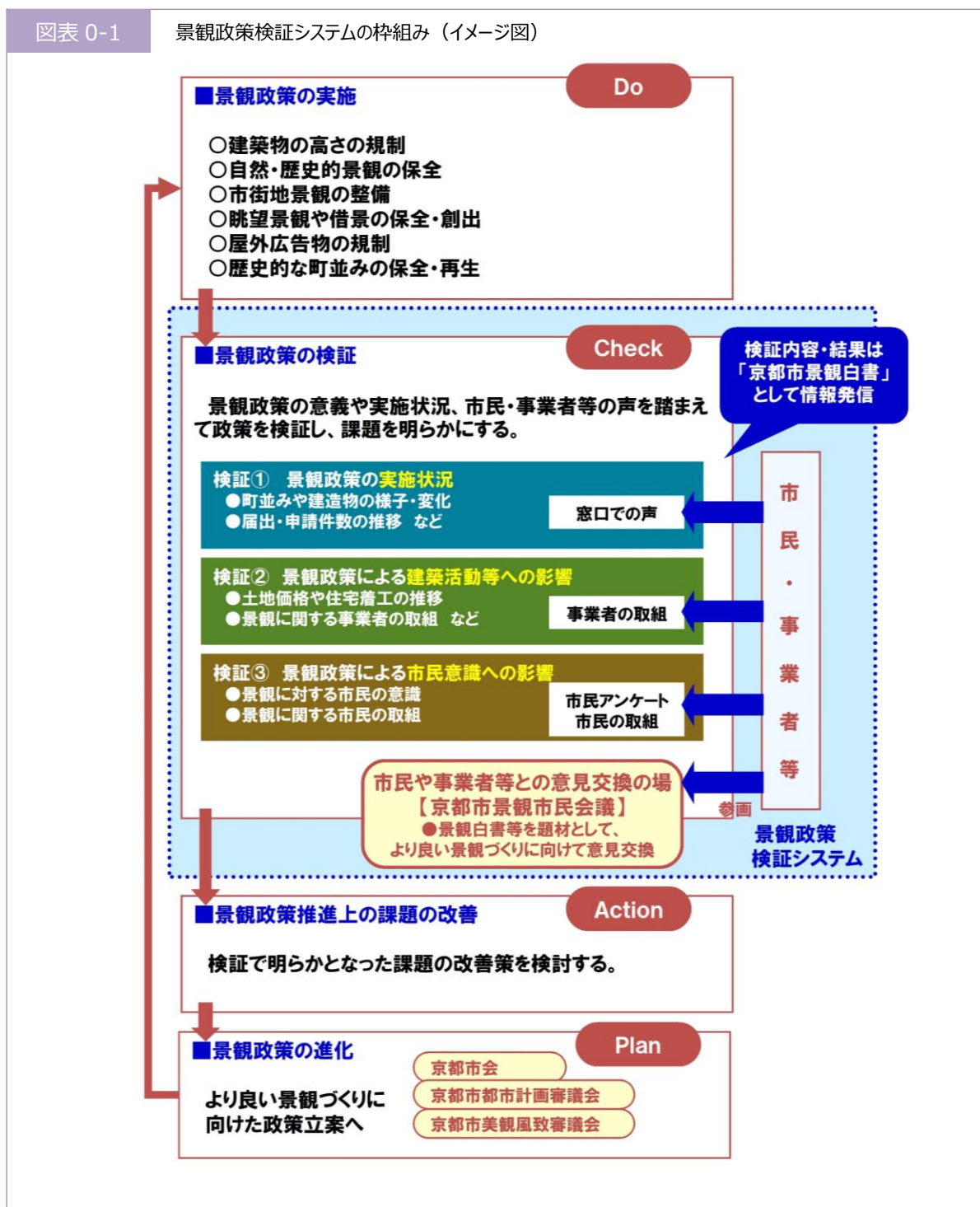
景観は長い年月をかけて形成されるものであり、景観政策の有効性や社会への影響などを常に検証しながら、政策を更に進化させていくことが重要です。

京都市では、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」を景観政策の進化にも取り入れていく仕組みとして、平成22年度末に景観政策検証システムを構築しています。

このシステムは、①景観政策を検証し、その結果を市民等に周知する仕組み（京都市景観白書）、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組み（京都市景観市民会議）により構成し、それらを踏まえて政策の進化につなげていくこととしています。

図表 0-1

景観政策検証システムの枠組み（イメージ図）



第1章 検証① 景観政策の実施状況

1. 「建築物の高さの規制」 (R2 P28)

(1) 高度地区の特例許可の状況

京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境を十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

令和4年度には、以下に示す計画について許可を行いました。

図表 2-1-4 高度地区の特例許可の事例

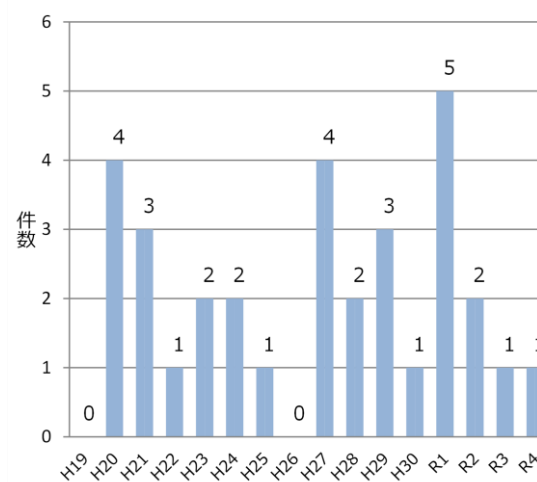
許可年度	建築行為の種別	事例
R4年度	新たに高さ規制を超える新築 (※)	● (仮称) 宮川町歌舞練場等整備計画 ・高度地区：12m第四種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：18.30m

(※) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するケースです。

図表 2-1-5 (仮称) 宮川町歌舞練場等整備計画



図表 2-1-6 年度毎の特例許可の件数
(高度地区)

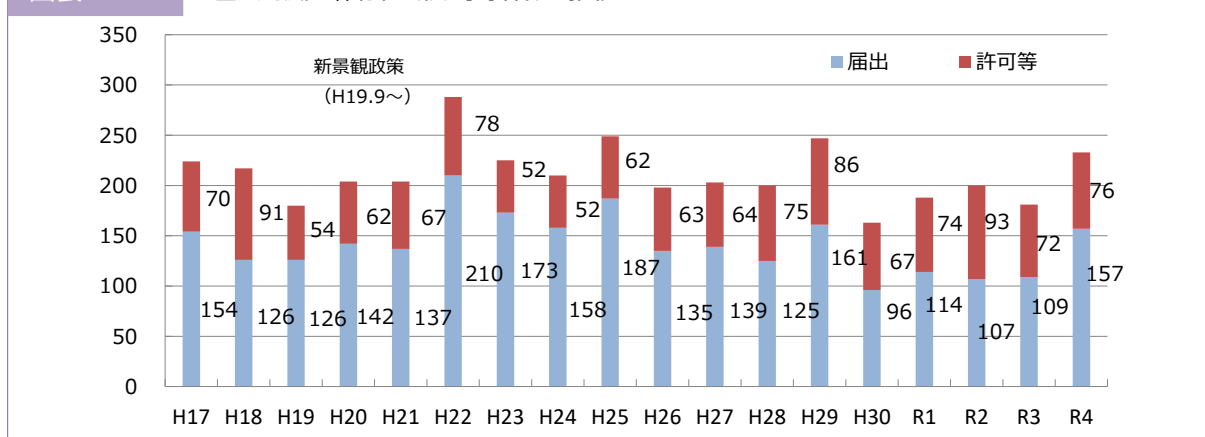


2. 「自然・歴史的景観の保全」 (R2 P35)

(1) 許認可の件数の推移

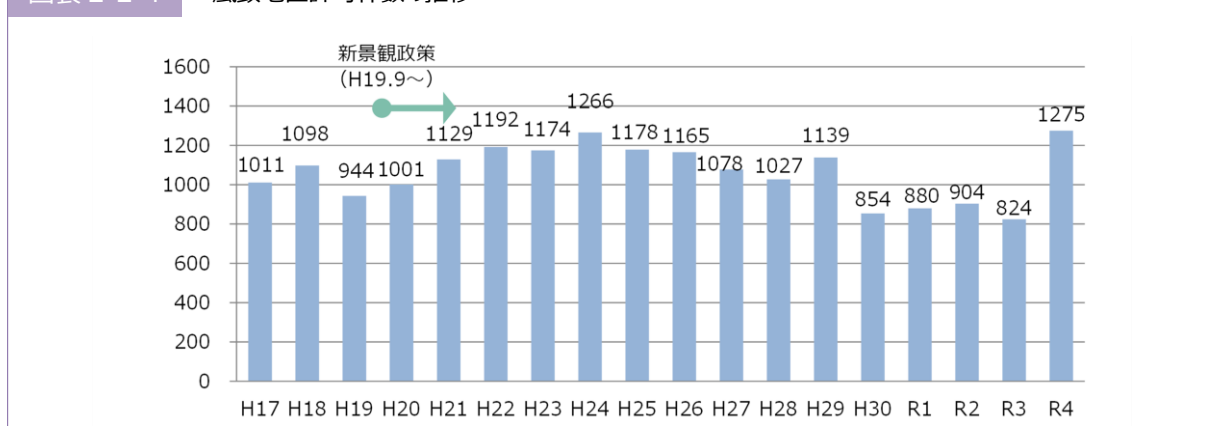
ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

図表 2-2-2 歴史的風土保存区域許可等件数の推移



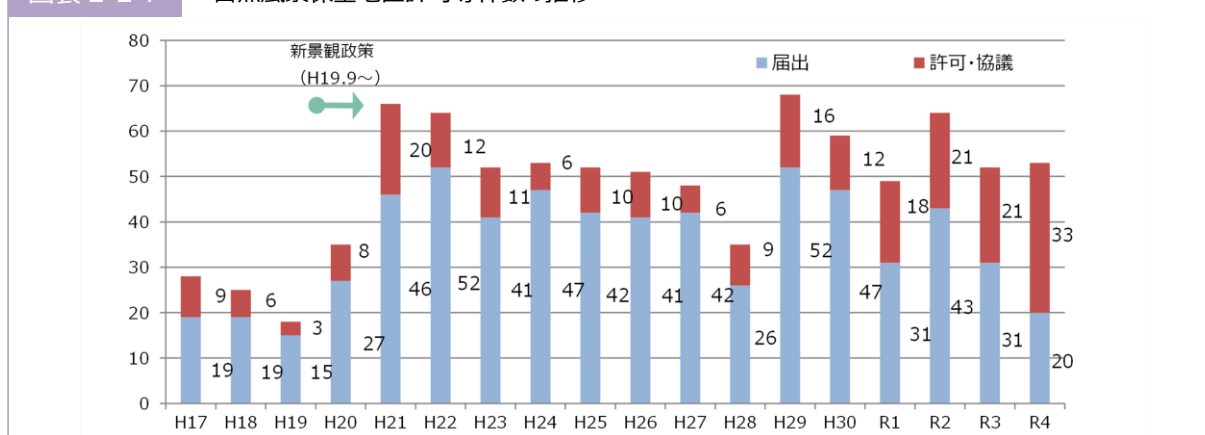
イ 風致地区

図表 2-2-4 風致地区許可件数の推移



ウ 自然風景保全地区

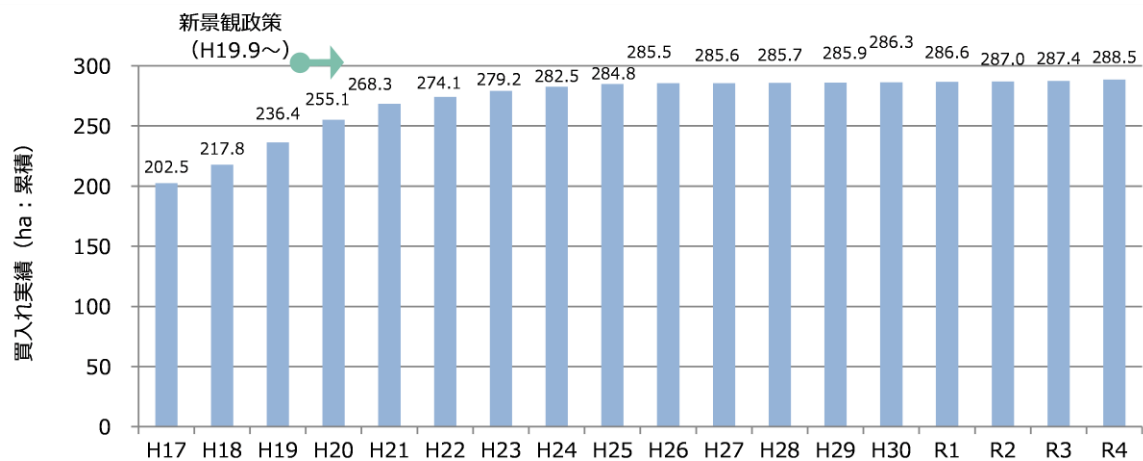
図表 2-2-7 自然風景保全地区許可等件数の推移



(2) 土地の買入れの実績

歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において令和4年度までに京都市が買入れた土地の面積は、地区面積（2,861ha）の約10%となっています。

図表 2-2-9 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移（累積値）

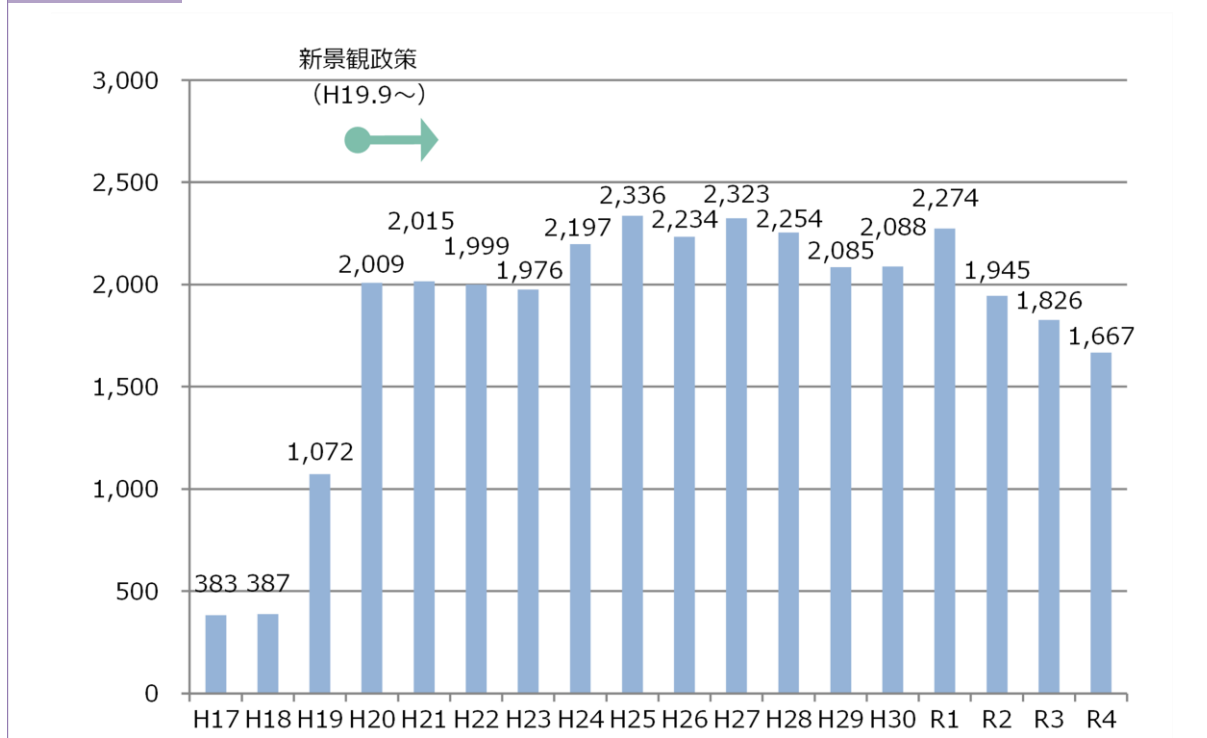


3. 「市街地景観の整備」 (R2 P42)

(1) 認定・届出の件数の推移

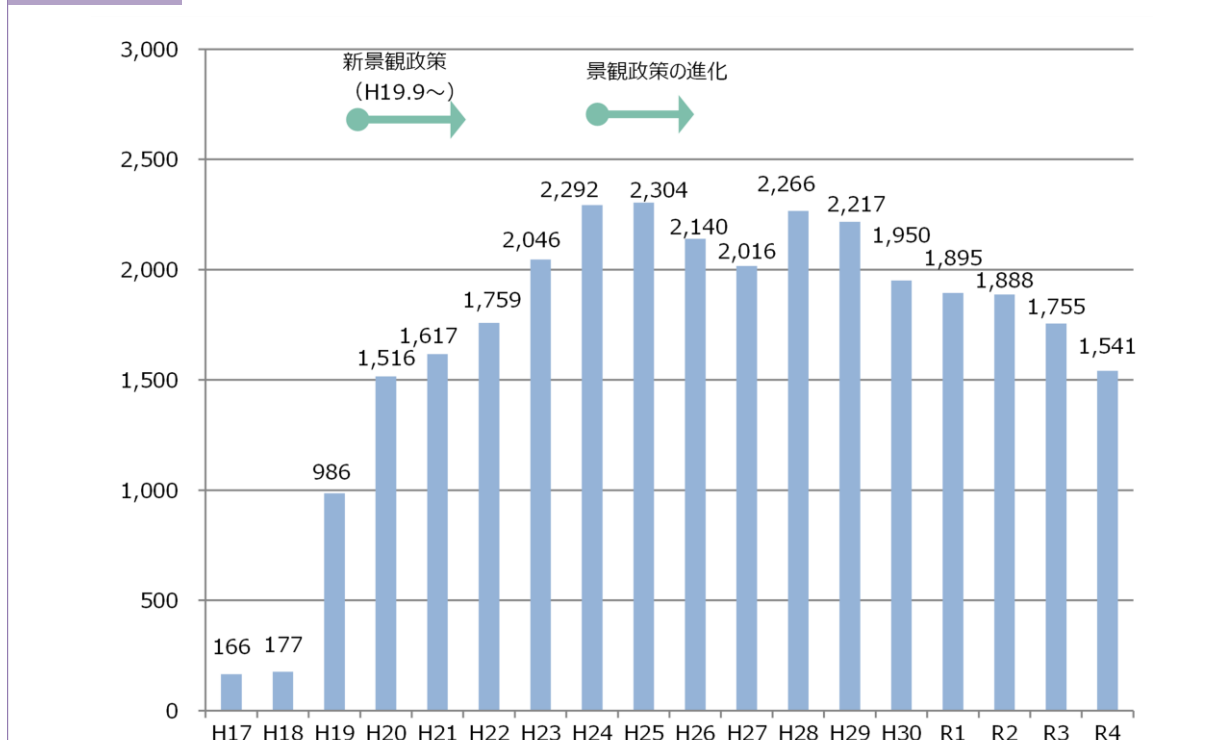
ア 景観地区

図表 2-3-2 景観地区の認定件数の推移



イ 建造物修景地区

図表 2-3-3 建造物修景地区の届出件数の推移



(2) デザインの特例認定の状況

優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。

令和4年度には、2件の特例認定を行いました。

図表 2-3-5 (仮称) 元新道小学校跡地及び周辺整備計画 (歌舞練場等建替え計画)

外観デザインのポイント

- 宮川町歌舞練場を建て替え、地域施設と一体にして再整備する計画。花街文化のシンボルである大屋根を継承するため、既存と同じ高さ・形状の大屋根を新たに設けた。
- 屋根材及び外壁材は、可能な限り既存部材を再利用した。

適用を除外したデザイン基準 (歴史遺産型美観地区 (一般地区))

- 屋根形状 (切妻平入の特定勾配屋根)
- 屋根材
- 当該地区内の歴史的な建造物の建築様式の継承
- 道路に面する建具 (和風意匠)



図表 2-3-5 御所南の住宅 (新築)

外観デザインのポイント

- 京町家の形式を継承しながら、現代の構造的・環境的合理性のもとにつくる「現代の新しい京町家」をコンセプトにした計画。
- 主な特徴として、敷地全体がスクリーンで覆われており、京町家の繊細な架構を継承したデザインとなっている。また、部材のサイズを落とすことで、京町家のスケールや繊細さを持った空間を実現している。
- 周辺建物に対してスケールを合わせ、町並みと調和するよう配慮されている。また、敷地内に微気候による快適な環境を作り出しながら、京町家がもっていた街区で連坦する庭の概念を継承し、現代の地球温暖化の問題や市街地緑化に対応するものとして計画されている。

適用を除外したデザイン基準 (歴史遺産型美観地区 (一般地区))

- 屋根形状
- 軒庇

(3) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-3-7 新たに完成した建築物とその町並み

■ 旧市街地型美観地区（上京区）

(建築物単体)



(町並み)



■ 沿道型美観地区（都心部幹線地区）（下京区）

(建築物単体)



(町並み)

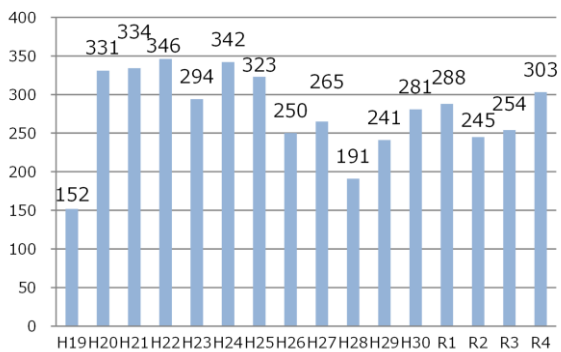


4. 「眺望景観や借景の保全・創出」 (R2 P46)

(1) 認定・届出の件数の推移

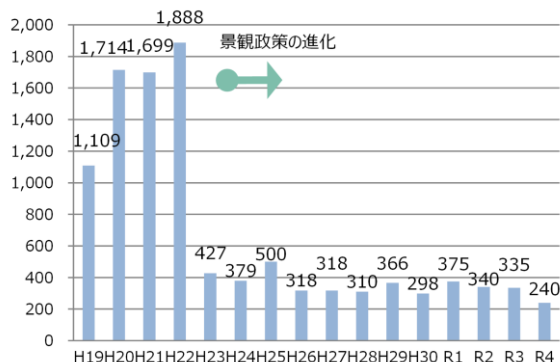
ア 眺望空間保全区域 (認定)

図表 2-4-4 眺望空間保全区域の認定件数の推移



イ 近景・遠景デザイン保全区域 (届出)

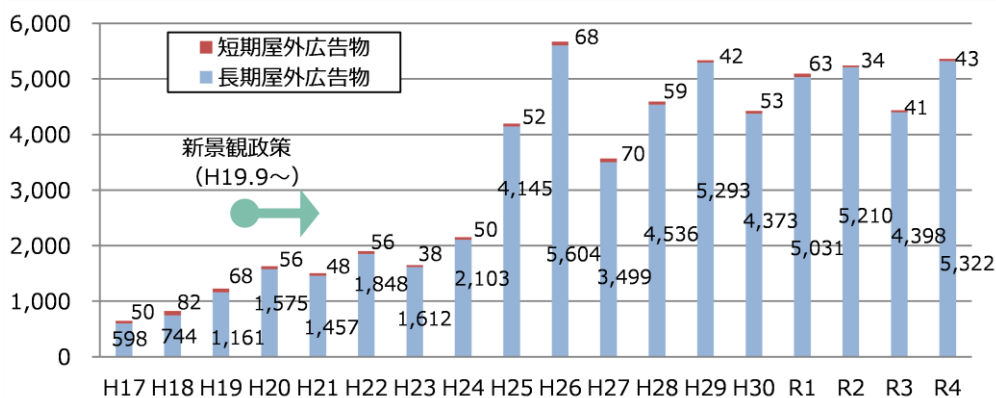
図表 2-4-5 近景・遠景デザイン保全区域の届出件数の推移



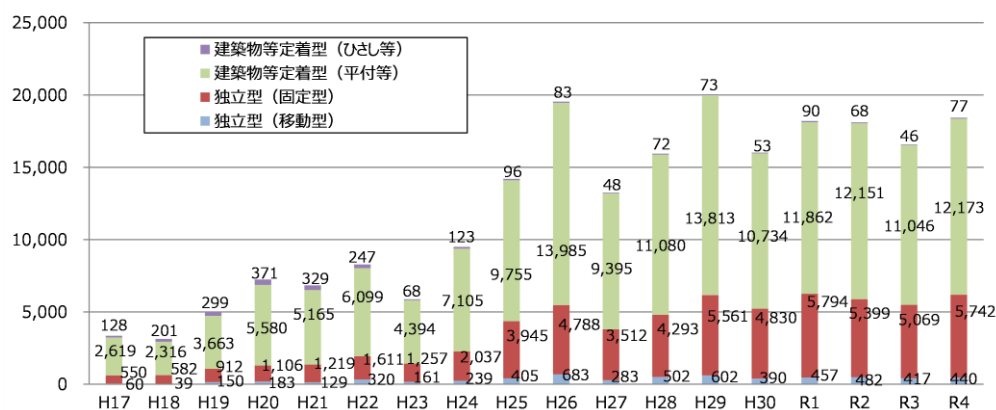
5. 「屋外広告物の規制」 (R2 P70)

(1) 屋外広告物の許可件数等(※)の推移

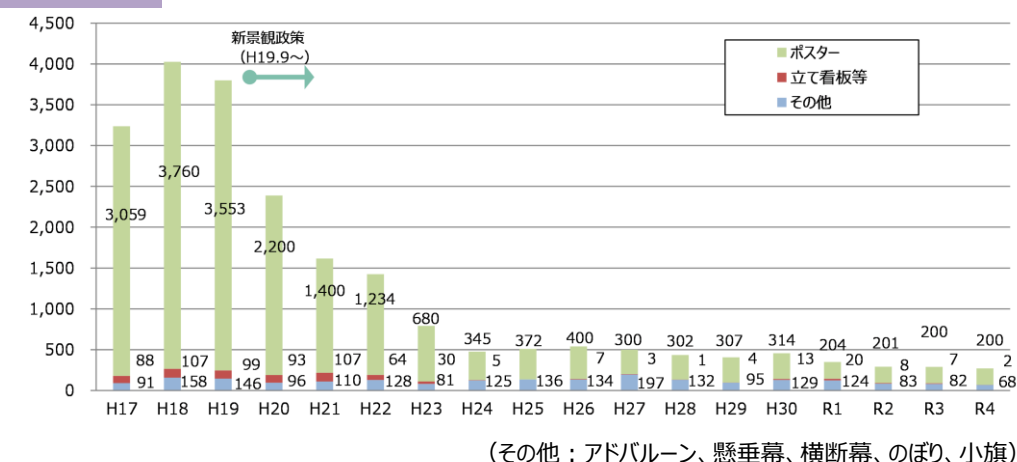
図表 2-5-1 屋外広告物の許可件数の推移



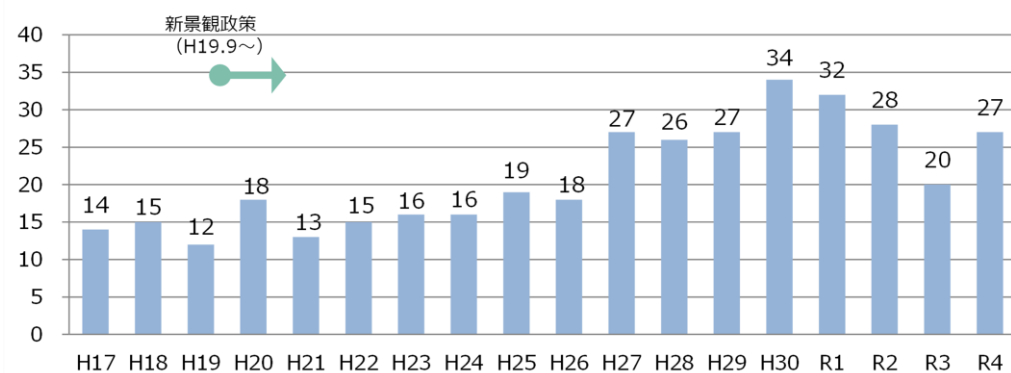
図表 2-5-2 長期屋外広告物の許可個数の推移



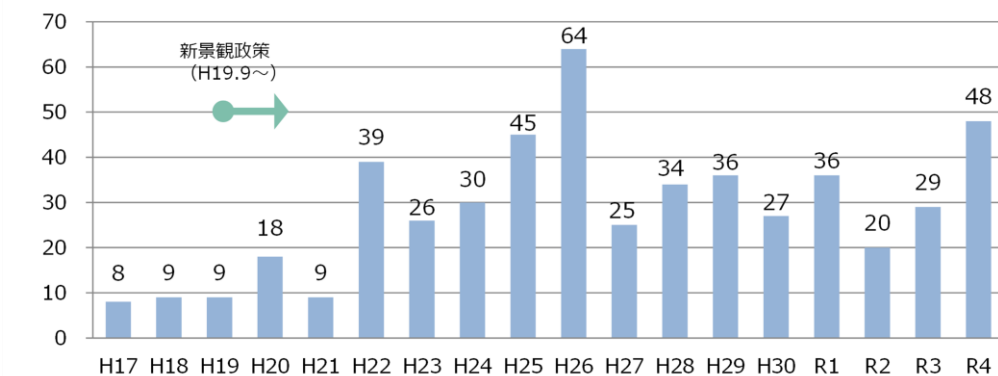
図表 2-5-3 短期屋外広告物の許可個数の推移



図表 2-5-4 車体広告物の許可件数の推移



図表 2-5-5 特定屋内広告物の届出件数の推移



- ※ 許可件数：許可した屋外広告物許可申請の件数
 許可個数：許可した屋外広告物の個数
 短期屋外広告物：許可期間が3箇月以内の屋外広告物
 長期屋外広告物：許可期間が3年以内の屋外広告物
 車体広告物：自動車、電車などの車体を利用する広告物
 特定屋内広告物：建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物

(2) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)

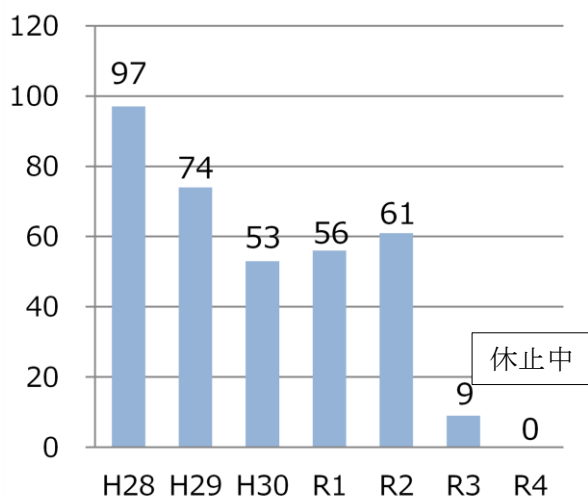


(適正化後) 令和元年撮影



(3) 屋外広告物の助成制度

図表 2-5-10 広告景観づくり補助金の交付件数の推移

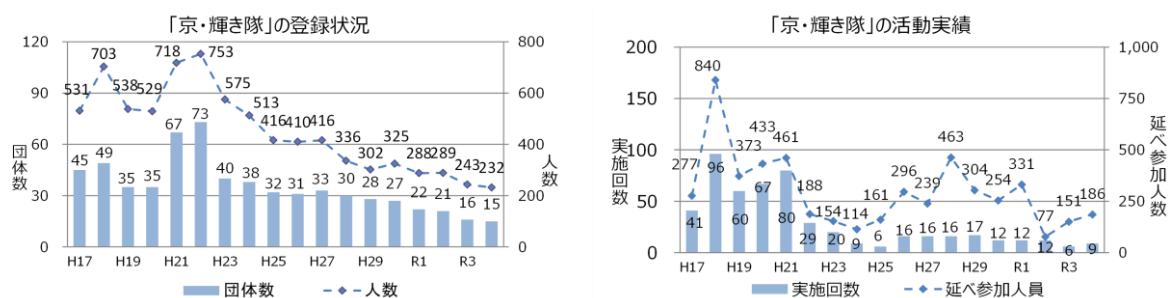


(4) 市民との協働による取組事例

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていかうとする市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共汗サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様には違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



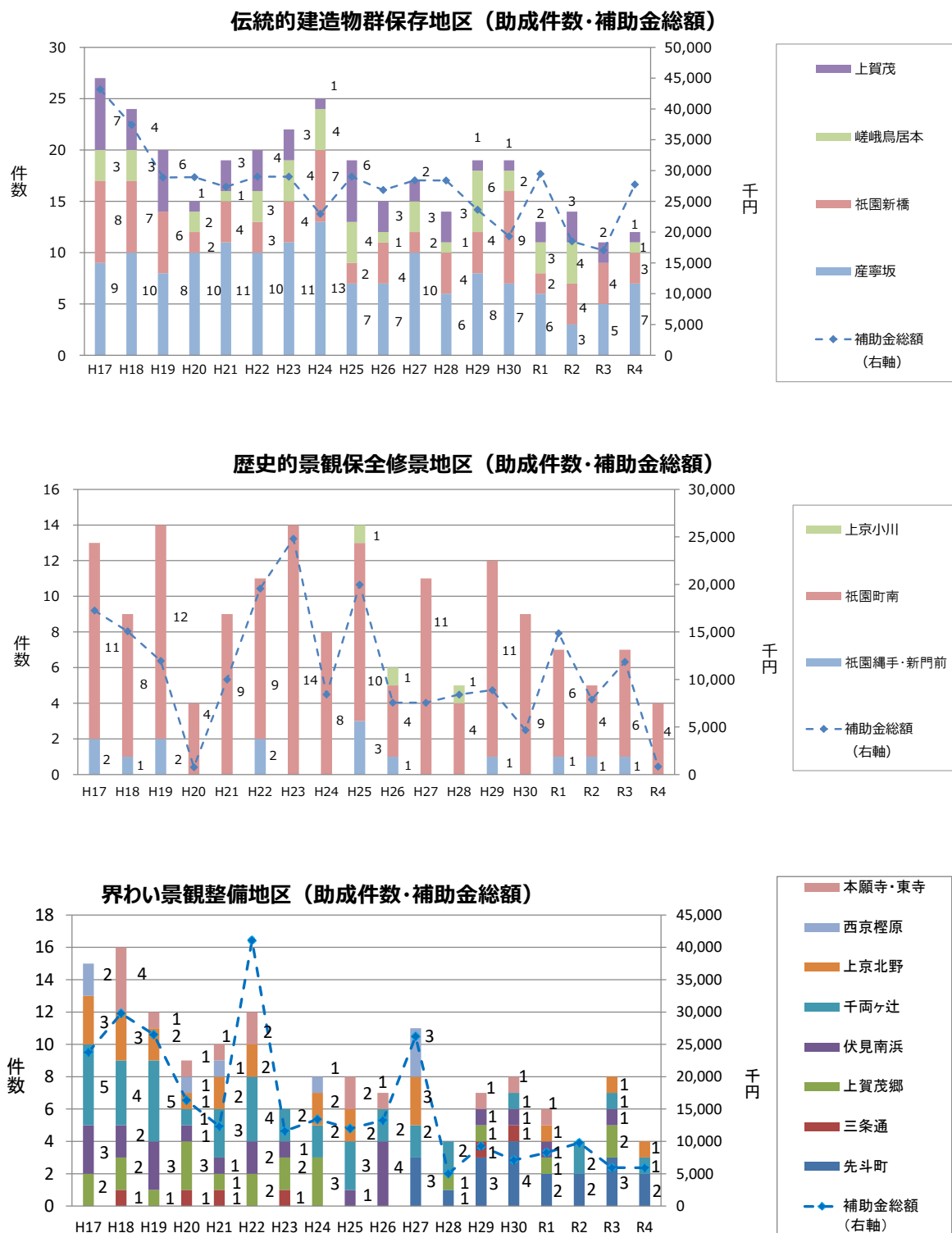
※ 登録状況について、平成 26 年度以降は年度当初時点の数値を示す。

6. 「歴史的な町並みの保全・再生」 (R2 P75)

(1) 地区指定による歴史的な町並みの保全再生の取組状況

ア 助成制度の活用状況

図表 2-6-3 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



イ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-4 助成制度の活用による修理・修景の事例

伝統的建造物群保存地区（産寧坂）

（修理前）



（修理後）

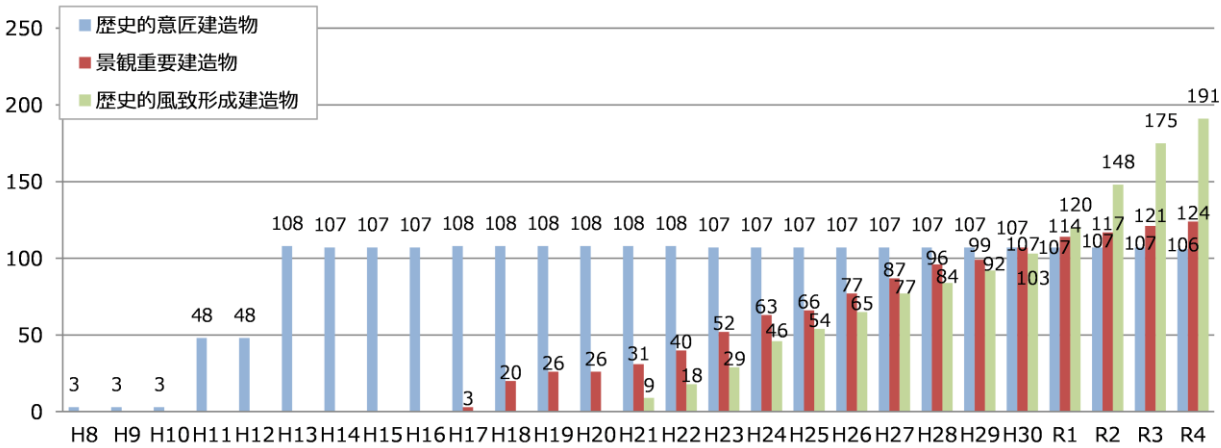


(2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 建造物単体の指定状況

令和4年度は、新たに景観重要建造物を3件、歴史的風致形成建造物を16件指定しました。

図表 2-6-5 建造物単体の指定件数の推移(累積)



※ 複数の指定制度により重複して指定を受けているものは各々の件数として計上しています。

イ 指定建造物の事例

図表 2-6-7 新規指定建造物の事例（景観重要建造物）

岡墨光堂

【景観重要建造物・歴史的風致形成建造物
(令和4年度指定)】



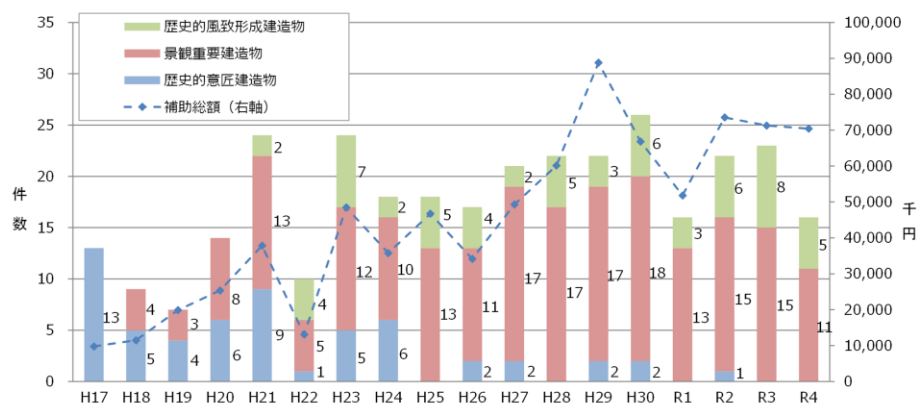
矢田寺

【歴史的風致形成建造物（令和4年度指定）】



ウ 助成制度の活用状況

図表 2-6-8 指定建造物の修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



※ 複数の指定制度により重複して指定を受けているものは各々の件数として計上しています。

エ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-10 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物 御霊神社（上御霊神社）

(修理前)



(修理後)



7. 公共施設に関する様々な取組 (R2 P84)

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

令和4年度に新たに完成した公共建築物の事例です。

図表 2-7-1 公共建築物の事例（令和4年度竣工）

西院小学校南校舎棟



外観デザインのポイント

- ・ 落ち着いた色彩とすることで、周辺環境との調和を図りつつ、外装に勾配屋根やルーバーを用いることで、景観に配慮した。
- ・ 上階をセットバックし建物を分節することで、ボリューム感を抑えた。
- ・ 南側に隣接する西院春日神社本殿北側を「みどりの広場（2階建て＋屋上）」や3階建てとし、他の部分より高さを低くすることで、西院春日神社の樹木に校舎が隠れるよう、境内地からの景観に配慮した。

(2) 無電柱化の推進

本市では、風情豊かで歴史的な町並み景観の保全・再生、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等を目的として昭和61年度から無電柱化に取り組んでおり、更なる無電柱化の推進に向け、長期的な整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」を平成30年12月に策定しました。また、今後概ね10年間で整備を目指す道路（具体的な路線）を示した「実施計画」を平成31年3月に策定しました。

図表 2-7-3 「今後の無電柱化の進め方」



8. 景観政策の推進に向けた様々な取組 (R2 P88)

(1) 魅力ある夜間景観づくりに向けて

京都の新たな価値を創造するため、京都ならではの魅力的な夜の景観づくりに取り組んでいます。

多様な主体が夜間景観について考えるきっかけとなり、より魅力的な夜間景観づくりを進めるために「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を策定しました。指針には、夜間景観づくりに関する様々なヒントを載せています。

令和4年度は、先斗町まちづくり協議会、嵐山まちづくり協議会、一念坂・二寧坂 古都に燃える会で魅力ある夜間景観づくりに向けて、専門家を交えながら、勉強会やまち歩き、照明実験を実施しました。



ア 先斗町まちづくり協議会

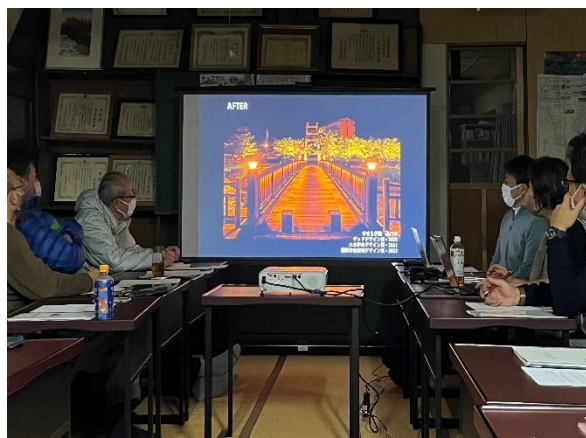
先斗町公園において、昼夜間の空間活用に向けた実証実験を行いました。

2月には、先斗町軒下花展「このまちに、花」に併せて、ライトアップも実施されました。



イ 嵐山まちづくり協議会

嵐山の夜を考えるために、専門家をお迎えし、勉強会やまち歩きを実施しました。



ウ 一念坂・二寧坂 古都に燃える会

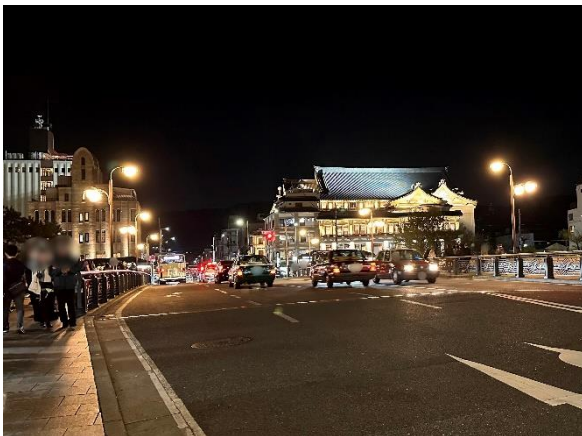
二寧坂において、既存の街灯に3種類のシェードを被せ、光の洩れ方について、検証しました。光源が見えないようにLEDライトを設置し、色温度や明るさを変えて、見え方がどのように変化するのか検証しました。地域に合ったあかりについて検討を進められています。



エ 道路照明灯のLED化

道路照明灯については、ライフサイクルコストの削減を図るため、LED化を進めています。

LED化に併せ白色から電球色に変更することで、景観に配慮すべき地域を始め、まちなみとの一体感を高め、暖かみのある良好な道路景観を演出しています。



第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響

1. 景観に対する市民の意識 (R2 P113)

京都市が、政策評価のために毎年度行ってきた「京都市市民生活実感調査」の中から、景観分野に関係すると思われる設問への回答について、経年的な変化をみていきます。

この調査は、京都市の政策の評価に活用することを目的に、京都市が取組を進めている様々な分野において、市民の皆様がどのような実感をお持ちなのか、また何を重要と感じておられるのかについて調査するものです。

令和3年度に調査項目が見直されたため、そこからの経年変化をみていきます。

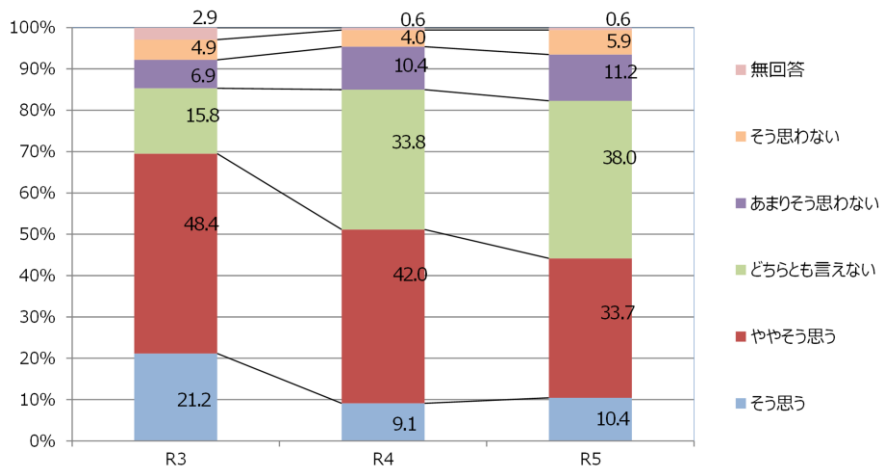
調査の概要は以下のとおりです。（令和4年度から調査対象及び調査方法が変更されています。）

図表 4-1-1 京都市市民生活実感調査の概要			
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査機関	令和3年5月25日 ～6月25日	令和4年5月18日 ～5月25日	令和5年5月12日 ～5月19日
調査対象	20歳以上の京都市民3、000人（住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出）	20歳以上の京都市民（民間企業の登録モニター）940人 ※「京都市住民基本台帳人口」における人口構成比（性別・年齢・行政区）に基づいて、調査を実施した。	20歳以上の京都市民（民間企業の登録モニター）970人 ※「京都市住民基本台帳人口」における人口構成比（性別・年齢・行政区）に基づいて、調査を実施した。
調査方法	対象者へ郵送により調査票を配付、調査票の返送により回答	インターネットモニター調査（民間企業に委託）	インターネットモニター調査（民間企業に委託）
調査内容	政策ごとの生活実感（118項目）など	政策ごとの生活実感（118項目）など	政策ごとの生活実感（118項目）など

(1) 町並み景観に関する市民の実感

図表 4-1-6 豊かな自然的景観、歴史的景観に関する市民の実感

質問：豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。

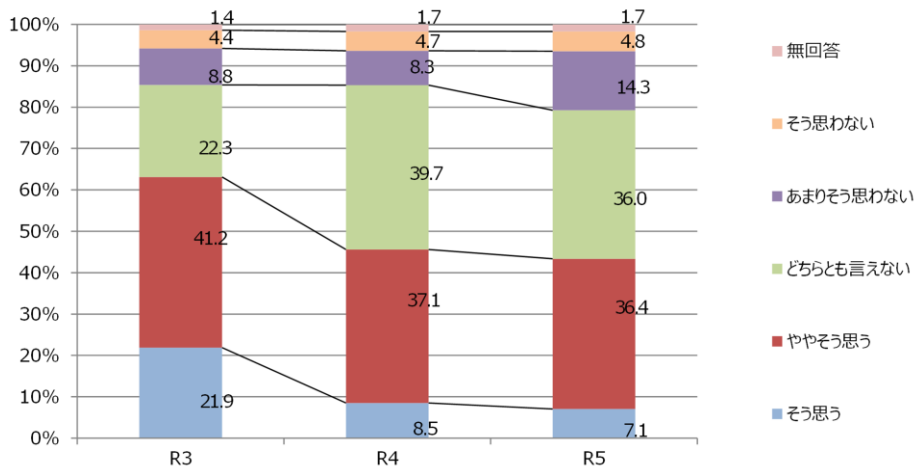


※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

「豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約4割となっています。

図表 4-1-7 品格のある景観に関する市民の実感

質問：市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。

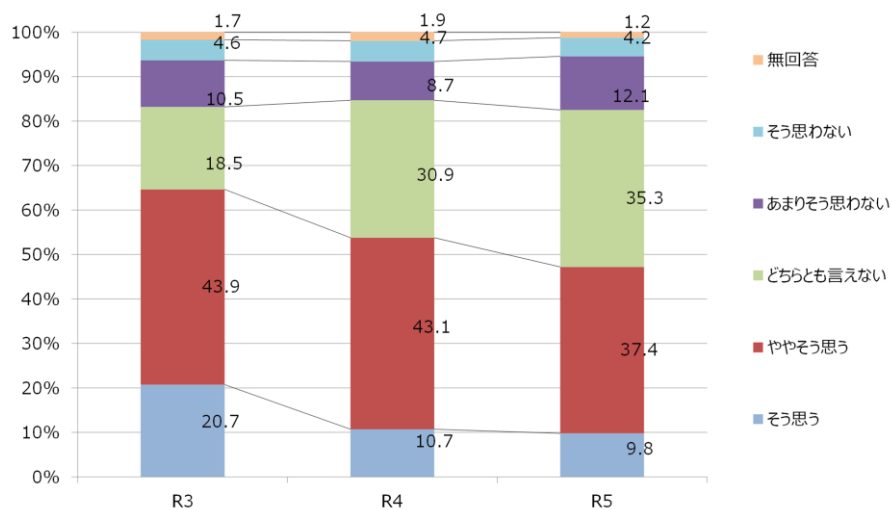


※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

「市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約4割となっています。

図表 4-1-8 風情ある町並み景観に関する市民の実感

質問：京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。

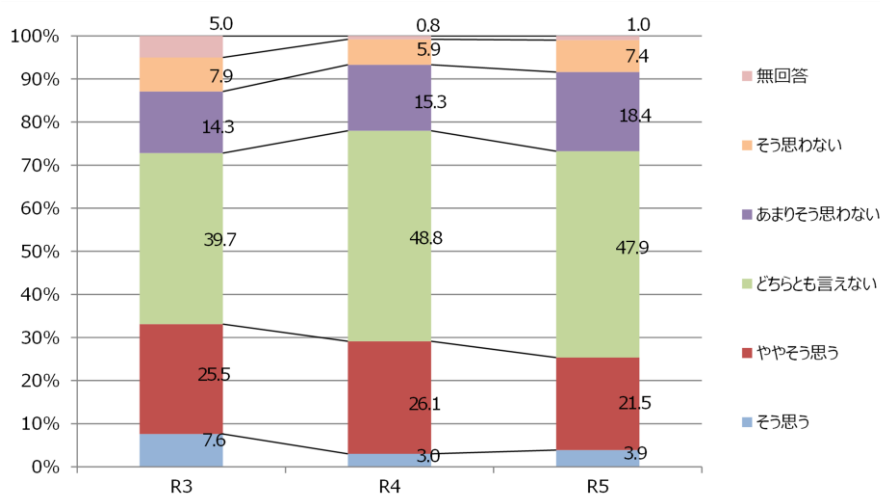


※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

「京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約5割となっています。

図表 4-1-9 新たな景観に関する市民の実感

質問：いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。



※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

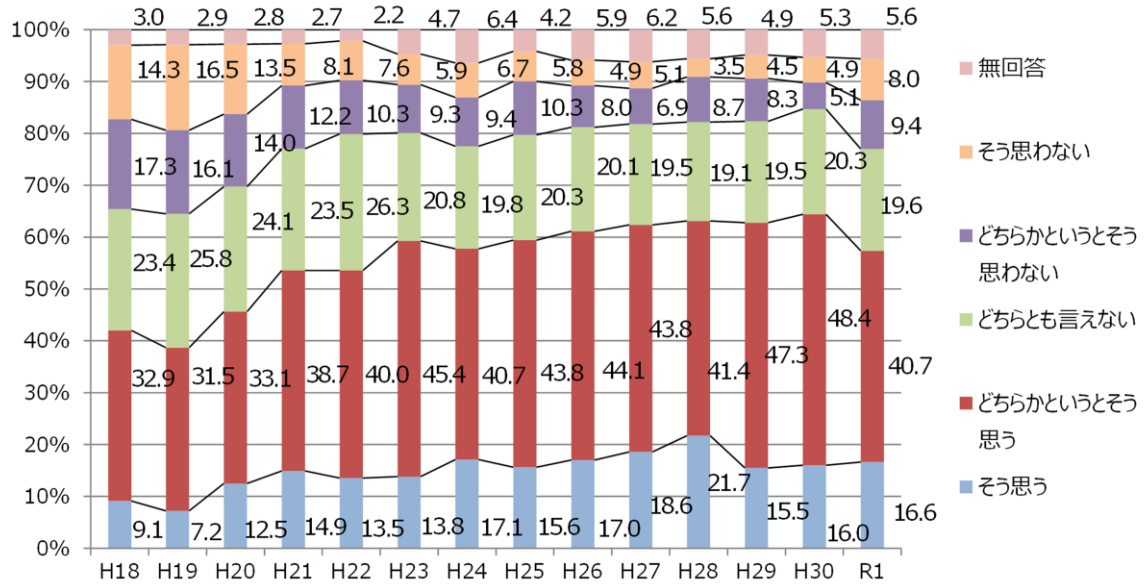
「いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約3割となっています。

(2) 令和元年度までの京都市生活実感調査

図表 4-1-2 町並み景観に関する市民の実感

「个性的で美しい景観の形成」

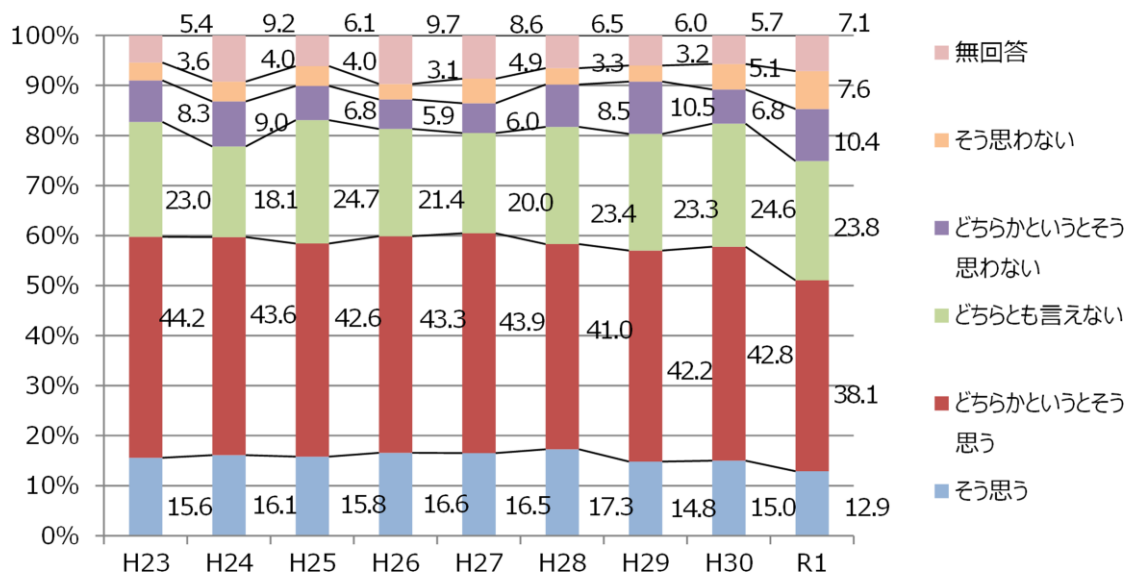
質問：京都の个性的なまちなみ景観が守られている。



図表 4-1-3 京町家の継承に関する市民の実感

「京町家の継承」

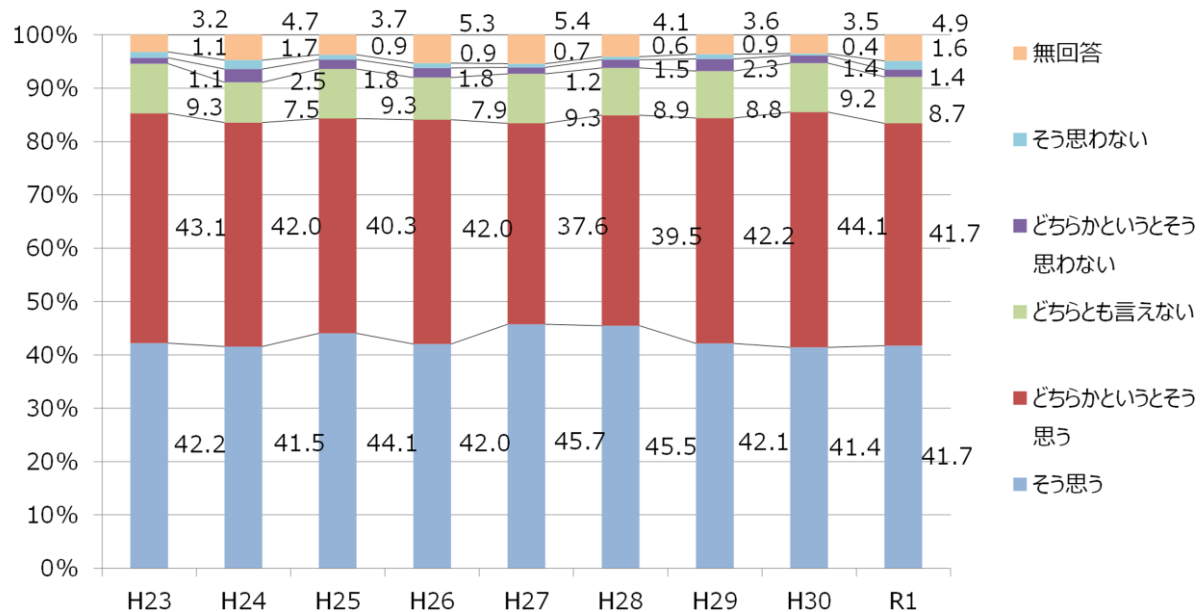
質問：京都のくらしや文化を伝えている京町家が継承されている。



図表 4-1-4 京都の自然風景に関する市民の実感

「美しく魅力的な自然風景」

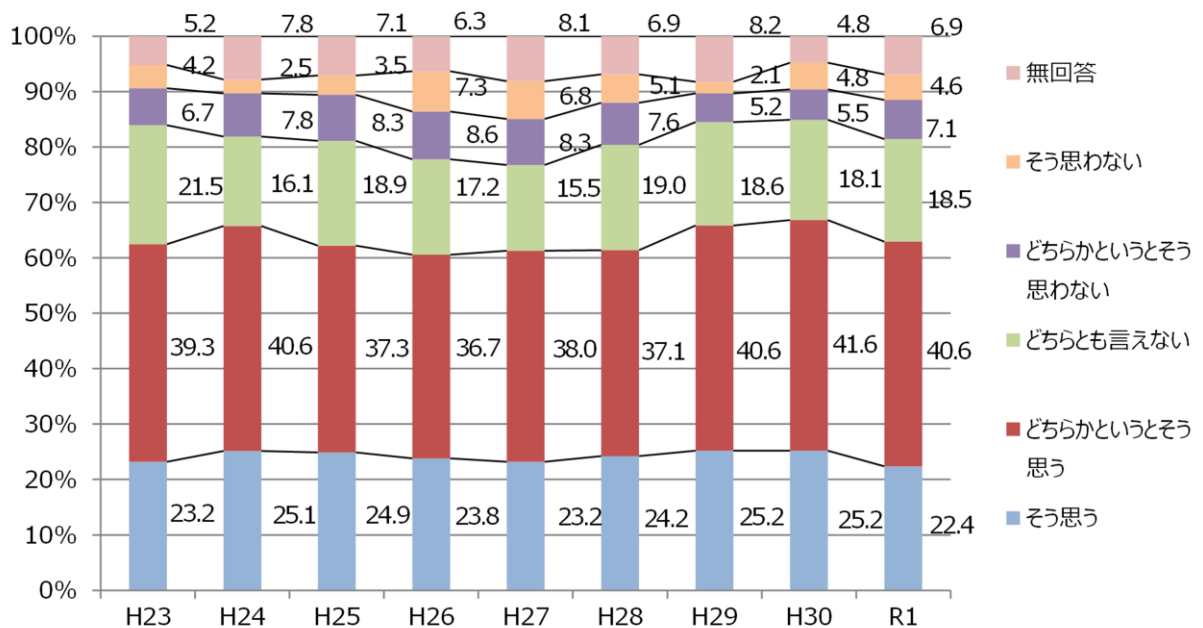
質問：三山の山並みなどの自然風景は、美しく魅力がある。



図表 4-1-5 誇りや愛着を持てる町並みや風景の存在に関する市民の実感

「誇りや愛着を持てる町並みや風景」

質問：身近に誇りや愛着を持てる町並みや風景がある。



2. 良好な景観づくりに向けた市民の取組 (R2 P115)

(1) 地域景観づくり協議会

「地域景観づくり協議会」の認定制度は、地域の景観を保全・創出することを目的に、主体的に景観づくりに取組む居住者、事業者等の組織を「地域景観づくり協議会」として認定するとともに、地域における景観づくりの方針や活動区域等を定めた計画書を「地域景観づくり計画書」として認定し、この協議会の活動区域において建築等をしようとする方に、地域に相応しいより良い景観となるよう、景観法に基づく届出など景観関係の諸手続の前に協議会との意見交換を義務付けるものです。

令和4年度は、「祇園町南側地区協議会」を認定しました。

図表 4-2-1 地域景観づくり協議会認定状況

協議会名称	協議会認定日	計画書認定日
修徳景観づくり協議会	平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
先斗町まちづくり協議会	平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
西之町まちづくり協議会	平成24年 7月17日	平成25年 1月10日
一念坂・二寧坂 古都に燃える会	平成25年 2月 1日	平成25年 4月15日
桂坂景観まちづくり協議会	平成25年 2月 1日	平成25年 5月31日
姉小路界限まちづくり協議会	平成26年 5月 8日	平成27年 3月31日
明倫自治連合会	平成26年 6月16日	平成27年 6月 1日
仁和寺門前まちづくり協議会	平成28年 4月28日	平成28年 7月 7日
京の三条まちづくり協議会	平成28年11月16日	平成29年 6月30日
祇園新橋景観づくり協議会	平成29年 5月26日	平成30年 8月 1日
嵐山まちづくり協議会	平成30年 8月10日	令和 2年10月 1日
笹屋町一丁目景観まちづくり協議会	令和 2年 2月14日	令和 4年 2月14日
膏薬辻子まちづくり協議会	令和 4年 3月31日	令和 4年 7月20日
祇園町南側地区協議会	令和 4年 5月11日	令和 4年 5月11日

※上記は令和4年度末時点です。

京都市景観白書データ集 ～令和5年度～

令和6年3月発行

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3397

